

就労継続支援に係る留意事項

和歌山県障害福祉課 施設福祉班



次第

1. 指導事例

2. スコア算定に係る留意事項

3. 施設外就労における報酬算定要件

4. 在宅支援における報酬算定要件

5. 賃金及び工賃について

6. 県公式農福連携応援サイト「ノウフクわかやま」のご案内



1. 指導事例



1. 指導事例

工賃の支払い等 ※就労継続支援B型

- ・前年度の工賃実績及び当該年度の工賃目標を利用者に対し通知していなかった。

就労継続支援B型事業所は、年度ごとに**工賃の目標水準(工賃目標)**を設定し、当該工賃の目標水準及び**前年度に利用者に支払われた工賃の平均額(工賃実績)**を利用者に**通知**してください。

また、工賃実績については、4月中に障害福祉課へ報告してください。



1. 指導事例

詳細については以下の通知を参照(厚生労働省通知)
就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tb4762&dataType=1&pageNo=1

雇用契約の締結等 ※就労継続支援A型

- ・雇用契約を締結しない利用者の作業内容や作業場所が雇用契約を締結する利用者と十分に区分されていなかった。

雇用契約によらない利用者については、**作業内容及び作業場所を区分する**など、利用者が提供する役務と工賃との関係が明確になるよう、配慮してください。



1. 指導事例

詳細については以下の通知を参照(厚生労働省通知)
「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」
<https://www.mhlw.go.jp/content/001261444.pdf>

就労継続支援A型サービス費(スコア表)

・令和6年4月に届出されたスコア表(令和5年度実績)について**就業規則や実績・記録が未整備であった。**

スコア表を算定する場合は、算定要件を確認の上、要件に該当する項目のみ算定してください。

就業規則・実績・記録等が未整備であり、評価点区分が変更となる場合は**給付費の過払い分を返還する必要があります。**

特に**研修計画の未作成・研修記録、視察・実習への参加記録の未整備、地域連携活動や利用者の知識・能力向上の未公表**が多く見受けられたので、注意してください。

※上記の通知の内容(厚生労働省通知)を確認したうえでスコアを算定してください。



2. スコア算定に係る留意事項



2. スコア算定に係る留意事項

スコアの合計点及び詳細の公表

・前年度実績に基づき算定したスコアの合計点及びスコアの詳細をインターネットの利用その他の方法により、**毎年度4月中に公表すること。**

原則、事業所ホームページ等のインターネットを利用した公表をお願いします。
インターネットでの公表以外では以下が可能となります。

- ・市町村等が発行する情報誌への掲載
- ・当該事業所及び関係機関等での掲示

スコアを公表していない場合は、**自己評価未公表減算の対象**となるため注意してください。



3. 施設外就労における報酬算定要件



3. 施設外就労について

実施要件

- ・施設外就労の総数については、**利用定員を超えないこと**
- ・施設外就労を行う日の利用者数に対して**報酬算定上必要な人数(6:1 or 7.5:1 or 10:1)の職員を配置**すること
- ・施設外就労の提供が事業所等の**運営規程に位置付け、当該就労について規則が設けられていること**
- ・**施設外就労を含めた個別支援計画**が事前に作成され、就労能力や工賃の向上及び一般就労への移行に資すると認められること
- ・緊急時の対応ができること

詳細については以下の通知を参照(厚生労働省通知)
就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001261445.pdf>



4. 在宅支援における報酬算定要件



4. 在宅支援について

対象者：在宅でのサービス利用を希望するものであって、在宅でのサービス利用による**支援効果が認められると市町村が判断した利用者**

実施要件

- ・運営規程に、**在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記**しておくこと。
- ・常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること
- ・在宅利用者の支援にあたり、**1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援**が行われ、**日報が作成**されていること。（作業活動や利用者の希望に応じて1日2回を超えた対応も行うこと）
- ・在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること
- ・事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、**評価等を1週間につき1回は行うこと。**
- ・在宅利用者については、**原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。**

詳細については以下の通知を参照（厚生労働省通知）
就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について
<https://www.mhlw.go.jp/content/001261445.pdf>



5. 賃金及び工賃について



5. 賃金及び工賃について

賃金及び工賃

- ・事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

賃金及び工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付費（訓練等給付費）をもって充ててはならない。

ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合はこの限りではない。



6. 県公式農福連携応援サイト 「ノウフクわかやま」のご案内



農業と福祉の連携を促進する 県公式農福連携応援サイト「ノウフクわかやま」のご案内



農と福祉がつながって、日本を元気に！



農業と福祉の連携を促進するため、農福連携に取り組む県内の障害福祉サービス事業所や好事例を紹介し、農福連携のメリット等を発信するウェブサイト「ノウフクわかやま」を令和5年2月1日に開設しました。

<ウェブサイトの特徴>

- 農福連携に取り組む県内の障害福祉サービス事業所や取組事例を紹介
- 農福連携に取り組みたい障害福祉サービス事業所は、ウェブサイトを通じて情報発信や相談が可能
- 農福連携に取り組みたい農業者は、依頼したい農作業についてマッチングの依頼が可能

<マッチングに関するお問い合わせ>
一般社団法人和歌山県セルフセンター
☎ 073-499-6142

<ウェブサイトに関するお問い合わせ>
和歌山県福祉保健部 障害福祉課
☎ 073-441-2537



「就労継続支援に係る留意事項」は以上となります。

